

平成 26 年 10 月 31 日

鳥取県公報号外第 101 号別冊

# 鳥取県の人事行政の運営等の状況

平成 26 年 10 月 31 日公表

鳥 取 県

(総務部行財政改革局人事企画課)

# 目 次

## 第1 人事行政の運営の状況

<b>1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</b>	
(1) 職員の採用の状況	1
(2) 職員の異動の状況	1
(3) 職員の退職の状況	1
(4) 部門別の職員数の状況	1
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由	2
(6) 定数削減の状況	3
(7) 職員数の推移	3
(8) 職級別の職員数の状況	3
(9) 年齢別職員構成の状況	4
(10) 障がい者の雇用の状況	4
(11) 退職者の再就職の状況	5
<b>2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況</b>	
(1) 給与制度の見直しについて	5
(2) 人件費の状況	6
(3) 職員給与費の状況	6
(4) 特記事項（給与減額の状況）	6
(5) 給与改定の状況	6
(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	7
(7) 職員の初任給の状況	8
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況	8
(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況	9
(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況	9
(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況	10
(12) 昇給への勤務成績の反映状況	11
(13) 職員手当の状況	11
(14) 特別職の報酬等の状況	19
(15) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況	20
(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況	22
<b>3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況</b>	
(1) 職員の勤務時間	24
(2) 職員の年次有給休暇の取得状況	25
(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況	25
(4) 特別休暇の制度概要	25
(5) 自己啓発等休業の状況	26
(6) 修学部分休業の状況	26
(7) 育児休業の状況	26
(8) 育児短時間勤務の状況	26
(9) 旅費の制度の概要	26
<b>4 職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	
(1) 職員の分限の件数	27
(2) 職員の懲戒等の件数	27
<b>5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況</b>	
(1) 営利企業等の従事許可の件数	27
(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数	28
<b>6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</b>	
(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況	28
(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要	28
<b>7 職員の健康管理に関する福祉の状況</b>	
(1) 安全衛生管理体制	29
(2) 職員のための福利厚生活動事業	29
(3) 職員の健康診断の状況	29
<b>8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況</b>	29

## 第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

<b>1 職員の競争試験及び選考の状況</b>	
(1) 職員の競争試験の状況	30
(2) 職員の選考の状況	31
<b>2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況</b>	31
<b>3 勤務条件に関する措置の要求の状況</b>	33
<b>4 不利益処分に関する不服申立ての状況</b>	33

# 第1 人事行政の運営の状況

## 1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況（平成25年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成25年度						平成24年度					
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	67	26	171	89	46	238	74	33	175	104	31	249
教 員	0	0	205	102	22	205	0	0	170	97	16	170
警 察 官	56	14	28	0	28	84	69	9	18	0	5	87
計	123	40	404	191	96	527	143	42	363	201	52	506

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です(以下同じ。)  
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です(以下同じ。)  
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます(以下同じ。)  
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

### (2) 職員の異動の状況（平成25年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分	平成25年度		平成24年度		
	異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数	
一般行政職員	部 長 級	12	1	9	0
	次 長 級	36	5	39	4
	課 長 級	206	24	146	19
	課長補佐級	301	65	287	61
	係 長 級	416	172	376	158
	一般職員等	544	203	427	176
計	1,515	470	1,284	418	
教 員	校 長	76	13	55	6
	教 頭	125	20	96	24
	教 諭	618	326	632	320
	助教諭等	14	4	3	2
	計	833	363	786	352
警 察 官	警 視	42	0	51	0
	警 部	85	1	89	1
	警 部 補	142	5	108	3
	巡査部長	139	12	129	9
	巡 査 等	158	12	173	19
	計	566	30	550	32

### (3) 職員の退職の状況（平成25年度）

(単位:人)

区 分	平成25年度				平成24年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	57	108	17	182	72	88	0	160
勸奨退職	7	0	14	21	5	1	25	31
早期退職	37	63	11	111	25	53	0	78
普通退職	75	26	20	121	95	27	29	151
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	2	1	4	1	2	0	3
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	3	3	3	9	3	4	1	8
計	180	202	66	448	201	175	55	431

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること(定年退職を除く。)を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

### (4) 部門別の職員数の状況（平成26年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)、鳥取県病院局企業職員定数条例(平成18年鳥取県条例第13号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

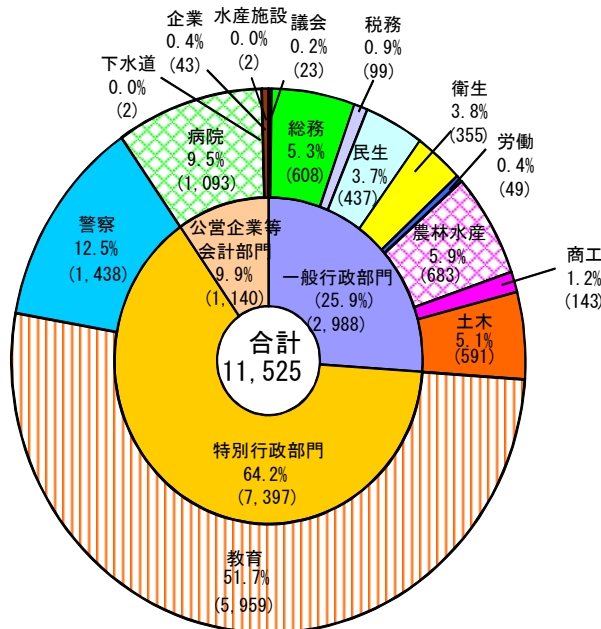
区 分	部 門	職 員 数				
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
一般行政部門	議 会	23人(△2)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)
	総 務	599人(△14)	621人( 22)	624人( 3)	604人(△20)	608人( 4)
	税 務	103人(△4)	101人(△2)	100人(△1)	100人( 0)	99人(△1)
	民 生	444人(△1)	443人(△1)	434人(△9)	431人(△3)	437人( 6)

	衛生	362人(△7)	364人( 2)	356人(△8)	360人( 4)	355人(△5)
	労働	48人(△2)	48人( 0)	47人(△1)	48人( 1)	49人( 1)
	農林水産	757人(△2)	751人(△6)	726人(△25)	713人(△13)	683人(△30)
	商工	142人( 11)	137人(△5)	146人( 9)	142人(△4)	143人( 1)
	土木	580人(△12)	578人(△2)	590人( 12)	596人( 6)	591人(△5)
	計	3,058人(△33)	3,066人( 8)	3,046人(△20)	3,017人(△29)	2,988人(△29)
特別行政部門	教育	6,000人(△51)	5,963人(△37)	5,989人( 26)	5,981人(△8)	5,959人(△22)
	警察	1,422人(△3)	1,438人( 16)	1,439人( 1)	1,444人( 5)	1,438人(△6)
	計	7,422人(△54)	7,401人(△21)	7,428人( 27)	7,425人(△3)	7,397人(△28)
普通会計計		10,480人(△87)	10,467人(△13)	10,474人( 7)	10,442人(△32)	10,385人(△57)
公営企業等 会計部門	病院	954人( 62)	985人( 31)	1,037人( 52)	1,074人( 37)	1,093人( 19)
	下水道	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	企業	47人(△4)	45人(△2)	44人(△1)	44人( 0)	43人(△1)
	水産施設	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	計	1,005人( 58)	1,034人( 29)	1,085人( 51)	1,122人( 37)	1,140人( 18)
合計 [条例定数]		11,485人(△29)	11,501人( 16)	11,559人( 58)	11,564人( 5)	11,525人(△39)
		[12,012人]	[12,012人]	[12,110人]	[12,105人]	[12,136人]

(注) 1 ( )は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

### 平成26年 部門別職員割合



### (5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成26年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	
	総務	4	守衛業務の外部委託による減、業務システム再構築業務による増等
	税務	△1	税目毎に県税事務所間で集約、効率化したことによる減等
	民生	6	全国障がい者芸術・文化祭開催業務による増等
	衛生	△5	山陰海岸国立公園指定50周年記念事業終了による減、医薬品製造業許可等業務による増等
	労働	1	雇用創出基金事業による増
	農林水産	△30	全国植樹祭の終了による減、高度衛生化市場整備による増等
	商工	△5	全国都市緑化フェアの終了による減、県版国土強靱化地域計画策定業務による増等
計	△29		
特別行政部門	教育	△22	高校教育改革に伴う学級数の減による減、近畿高総文化祭準備業務による増等
	警察	△6	欠員の不補充による減
計	△28		
普通会計計	△57		
公営企業等 会計部門	病院	19	病院建て替えに向けた体制整備による医師、看護師、事務職員の増、診療機能充実による診療放射線技師の増
	下水道	0	
	企業	△1	育児休業取得による減
	水産施設	0	
計	18		
合計	△39		

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、平成20年10月に鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を策定し、スリムで効率的な県庁を目指して取り組んだ結果、一般行政部門等において、205人の定数削減を行いました。（平成19年度～平成23年度（当初））

さらに、厳しい状況が続く県財政を踏まえて、将来に向けて持続可能な体制とするためには、全国最小レベルの職員数を堅持することが必要であることから、平成24年2月に「新たな定数管理の方針」を策定し、無理・ムダのない簡素で機能的な組織の構築、業務の効率化や行政課題の変化に対応したスクラップアンドビルドによる人員配置の最適化を目指した取組を推進しています。

ア 新たな定数管理の方針の基本フレーム

取組期間	平成23年度から平成27年度（当初）まで
対象範囲	一般行政部門等（学校の教職員、警察、病院局を除く。）
削減数	△3%以上（△100人以上）

イ 年次別定数削減状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分		23年	24年 （1年目）	25年 （2年目）	26年 （3年目）	27年 （4年目）	24年～27年 計	（参考） 数値目標
一般行政部門等	職員数	3,310人	3,280人	3,248人	3,221人		-	3,210人
	増減	-	△30人	△32人	△27人		△89人(89.0%)	△100人

（注）1 「一般行政部門等」には、知事部局の他、県議会事務局、行政委員会、企業局を含みます。

2 職員数は、予算定数を示しています。

3 （ ）内の数値は、定数削減の見直しに対する進捗よく率を示しています。

4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの定数増減数の累計を示しています。

(7) 職員数の推移

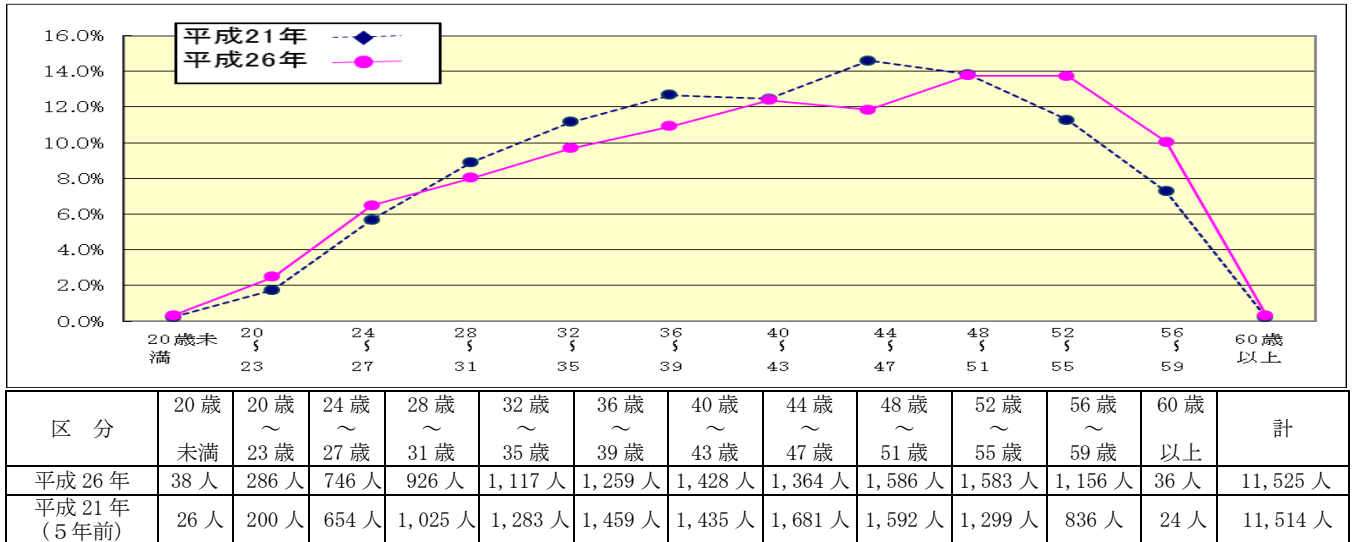
部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数（率）
	一般行政	3,091人	3,058人	3,066人	3,046人	3,017人	2,988人	
教 育	6,051人	6,000人	5,963人	5,989人	5,981人	5,959人	△92人（△1.5%）	
警 察	1,425人	1,422人	1,438人	1,439人	1,444人	1,438人	13人（0.9%）	
普通会計計	10,567人	10,480人	10,467人	10,474人	10,442人	10,385人	△182人（△1.7%）	
公営企業等会計計	947人	1,005人	1,034人	1,085人	1,122人	1,140人	193人（20.4%）	
総合計	11,514人	11,485人	11,501人	11,559人	11,564人	11,525人	11人（0.1%）	

(8) 職級別の職員数の状況（平成26年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区分		平成26年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	19	2	10.5%	21	2	9.5%
	次長級	76	8	10.5%	77	9	11.7%
	課長級	448	57	12.7%	433	52	12.0%
	課長補佐級	840	189	22.5%	843	188	22.3%
	係長級	1,181	440	37.3%	1,141	427	37.4%
	一般職員等	2,538	1,402	55.2%	2,592	1,408	54.3%
	計	5,102	2,098	41.1%	5,107	2,086	40.8%
教 員	校長	221	38	17.2%	224	36	16.1%
	教頭	262	62	23.7%	265	64	24.2%
	教諭	4,620	2,408	52.1%	4,643	2,410	51.9%
	助教諭等	104	28	26.9%	103	27	26.2%
	計	5,207	2,536	48.7%	5,235	2,537	48.5%
警 察 官	警視	61	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	125	1	0.8%	126	1	0.8%
	警部補	310	9	2.9%	308	8	2.6%
	巡査部長	320	30	9.4%	315	26	8.3%
	巡査等	400	48	12.0%	410	50	12.2%
	計	1,216	88	7.2%	1,222	85	7.0%
合計	11,525	4,722	41.0%	11,564	4,708	40.7%	

(9) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(10) 障がい者の雇用の状況（平成26年6月1日現在）

区分	平成26年				平成25年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率
知事部局等	3,206.0人	85.0人	2.65%	2.3%	3,219.0人	77.0人	2.39%	2.3%
身体障がい								
視覚障がい		1人				1人		
聴覚・平衡機能障がい		5人				6人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		26人				25人		
内部障がい		17人				16人		
知的障がい		10人				11人		
精神障がい		2人				-		
教育委員会	4,374.0人	111.0人	2.54%	2.2%	4,392.5人	80.5人	1.83%	2.2%
身体障がい								
視覚障がい		10人				9人		
聴覚・平衡機能障がい		8人				6人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		21人				18人		
内部障がい		15人				13人		
知的障がい		20人				17人		
精神障がい		8人				4人		
警察本部	305.0人	8.0人	2.62%	2.3%	302.0人	6.0人	1.99%	2.3%
身体障がい								
視覚障がい		-				-		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		-				-		
内部障がい		3人				2人		
知的障がい		-				-		
精神障がい		-				-		
病院局	576.0人	14.0人	2.43%	2.3%	558.0人	14.5人	2.60%	2.3%
身体障がい								
視覚障がい		-				-		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		-				-		
肢体不自由		2人				3人		
内部障がい		5人				5人		
知的障がい		-				-		
精神障がい		2人				2人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。

- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成25年度				
		平成25年度の退職者数	左のうち再就職した者	再就職先		
				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	86人	31人	3人	13人	15人
	うち管理職	32人	17人	2人	3人	12人
企業局	総 数	1人	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
病院局	総 数	64人	33人	18人	—	15人
	うち管理職	5人	5人	3人	—	2人
教育委員会	総 数	211人	43人	—	37人	6人
	うち管理職	61人	15人	—	10人	5人
警察本部	総 数	73人	36人	5人	17人	14人
	うち管理職	14人	12人	3人	1人	8人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

- (注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。  
 2 「左のうち再就職した者」は、平成26年6月1日時点で届出があつた者の計です。  
 3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。  
 4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成25年度に行つた主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	平成26年4月1日
高齢層管理職の給与抑制措置	・ 55歳を超える行政職6級相当（課長級）以上の職員（医療職(1)の給料表が適用される職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たって、その月額額の1.5%に相当する額を減額	平成26年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給区分・月額の見直し	平成26年4月1日
災害派遣手当の支給対象拡大	・ 災害派遣手当の支給対象に、復興計画の作成等のため本県の区域に派遣された関係行政機関等の職員を追加	平成25年12月20日
特殊勤務手当の見直し	・ 困難折衝等業務手当の支給対象業務に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者からの相談等の業務を追加	平成26年1月3日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	・ 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ・ 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ）	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・ 旅行手当の廃止	平成20年4月1日



初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・ 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) ・ 50歳を超える職員標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は2号給から1号給)に抑制	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	・ 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	・ 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・ 手当の廃止: 手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) ・ 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) ・ 手当の減額(医療業務手当) ・ 運転免許技能試験手当の廃止	平成18年4月1日 平成19年4月1日
その他の手当の適正化	・ 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・ へき地手当の支給率の引下げ(4/100~16/100→1/100~6/100) ・ 特勤手当の廃止	平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	・ 行政職1~5級[1~3級]相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) ・ 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級[3級]相当とする(他は1~3級[1~2級]相当)。 ※ [ ]は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年9月1日 (経過措置:平成23年3月31日まで)
退職手当の水準引下げ	・ 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87(現行100分の104)に引下げ ・ 平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止	平成25年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改革(給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	平成24年度 の人件费率
平成25年度	583,274人	341,992,427千円	8,683,823千円	92,696,693千円	27.1%	28.4%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	10,441人	43,101,159千円	7,248,705千円	15,068,136千円	65,418,000千円	6,265千円

(注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 特記事項(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
給与改定により国の特例減額と同等以上に給与水準を抑制	以下の措置により、国の特例減額と同等以上に給与水準が抑制されていることから、給料及び手当の新たな減額は不要と判断したため。 ・ H25.1.1に△1.8%の給与改定を実施しており、改定を考慮するとラスパイレス指数は100を下回る。 ・ 期末・勤勉手当については、国の特例減額後の給料よりも低い水準の給料をその基礎とし、支給月数も国を下回っており、その結果、△10%の国の支給水準を下回る。 ・ 管理職手当については、給料の減額改定に伴って減額を実施している。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成25年度	333,577円	335,103円	△1,526円 (△0.46%)	—

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)
平成25年度	3.89月	3.90月	△0.01月	—

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成25年度の本県の支給月数は都道府県中41位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数（改定後）
	改定前	改定後		
平成22年度	3.86月	3.90月	3.90月	3.95月
平成23年度	3.90月	据置	3.95月	3.95月
平成24年度	3.90月	据置	3.84月	3.95月
平成25年度	3.90月	据置	3.89月	3.95月

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	315,064円	382,449円	43.1歳	303,595円	408,778円	37.3歳	376,943円	414,749円	44.5歳
		340,668円			327,810円			394,855円	
都道府県平均	335,404円	419,973円	43.4歳	320,810円	461,749円	39.0歳	382,925円	442,634円	44.8歳
国	335,000円	408,472円	43.5歳	316,666円	367,707円	41.3歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	370,011円	404,465円	45.2歳	312,096円	363,089円	41.1歳	447,924円	938,419円	42.9歳
		386,614円			335,797円			824,618円	
都道府県平均	368,668円	421,787円	43.7歳	363,134円	432,533円	43.6歳	458,126円	947,159円	44.6歳
国	—	—	—	405,524円	553,545円	45.3歳	489,213円	815,422円	50.4歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	287,091円	328,625円	40.7歳	289,455円	341,964円	40.1歳	307,546円	356,705円	39.1歳
		304,669円			302,877円			334,195円	
都道府県平均	327,218円	389,688円	42.1歳	317,702円	391,056円	40.5歳	—	—	—
国	307,143円	347,466円	44.9歳	315,397円	345,048円	46.3歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職） 年収ベース（試算値）の比較		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	296,550円	326,119円	310,462円	49.6歳	166人	—	—	—	—	—	—
用務員	289,225円	313,154円	301,709円	46.9歳	32人	199.3千円	54.3歳	1.57	4,877.1千円	2,747.0千円	1.78
自動車運転手	297,858円	333,522円	315,308円	49.5歳	50人	226.6千円	53.6歳	1.47	5,212.5千円	3,213.4千円	1.62
守衛	313,700円	345,102円	327,950円	53.5歳	6人	184.4千円	55.5歳	1.87	5,425.4千円	2,510.8千円	2.16
その他	297,397円	325,232円	309,602円	50.5歳	78人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	333,270円	388,918円	—	50.6歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。  
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。  
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。  
4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。  
5 都道府県平均の数值は平成25年4月1日現在、国の数值は平成26年1月15日現在のものです。  
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成23年～25年の平均）。  
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。  
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

## (7) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

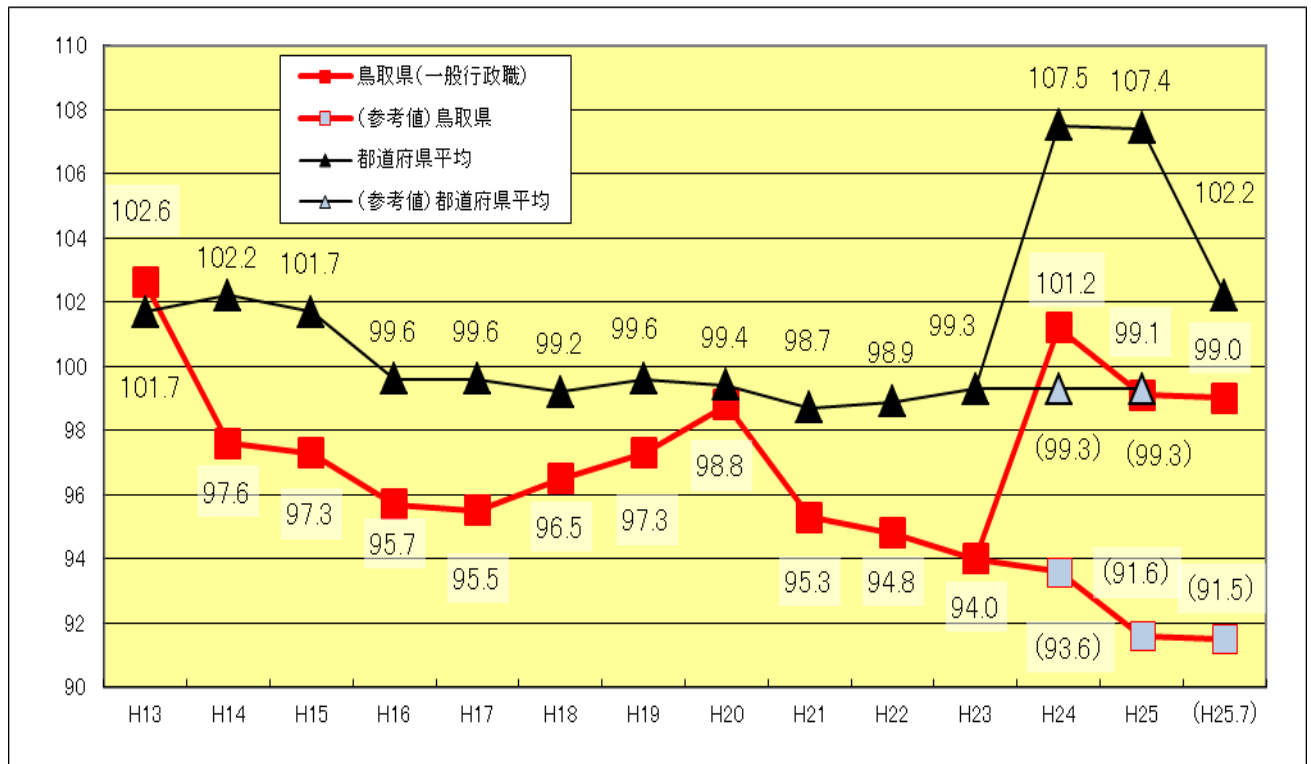
区 分		鳥取県	国
一般行政職	大学卒	172,400	172,200
	高校卒	139,300	140,100
警察職	大学卒	199,800	200,000
	高校卒	158,800	161,500
高等学校 教育職	大学卒	192,500	—
	高校卒	149,300	—
小・中学校 教育職	大学卒	192,500	—
	高校卒	149,300	—
研究職	大学卒	178,500	176,900
医師等 医療職	大学6卒	289,600	237,700
薬剤師等 医療職	大学6卒	196,700	200,800
	大学卒	177,900	178,200
	短大3卒	168,300	167,000
看護師等 医療職	短大3卒	191,200	188,900
海事職	大学卒 (航海士等)	210,400	—
	大学卒 (甲板員等)	196,400	—
現業職	高校卒	135,100	—

## (8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数		25 年	30 年	40 年 (大卒は 35 年)
		10 年	20 年			
一般行政職	大学卒	247,336 円	323,706 円	355,800 円	387,169 円	400,230 円
	高校卒	217,669 円	287,792 円	313,652 円	345,848 円	385,814 円
警察職	大学卒	289,063 円	363,480 円	404,980 円	394,476 円	403,548 円
	高校卒	243,943 円	342,094 円	366,247 円	395,531 円	385,506 円
高等学校 教育職	大学卒	297,266 円	367,660 円	390,843 円	402,859 円	413,024 円
	高校卒	—	※1 286,633 円	※2 294,450 円	※3 355,433 円	—
小・中学校 教育職	大学卒	297,553 円	360,825 円	378,110 円	388,545 円	406,260 円
研究職	大学卒	268,675 円	343,500 円	356,825 円	※3 395,633 円	415,571 円
薬剤師等 医療職	大学卒	256,350 円	※1 344,933 円	※2 327,800 円	—	※4 399,910 円
現業職	高校卒	—	—	285,789 円	306,500 円	※5 323,867 円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。  
2 ※1 から ※5 までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。  
※1 : 21 年、※2 : 24 年、※3 : 31 年、※4 : 36 年、※5 : 39 年  
3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額(ラスパイレス指数)の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です(各年4月1日現在)。

100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。

2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。(鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。)

3 平成24年4月から平成26年3月までの2年間、国家公務員の給与を平均約7.8%削減する措置が行われているため、平成24年度のラスパイレス指数は11年ぶりに100を上回りました。(参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。)

4 平成25年7月の鳥取県の参考値は、本県において試算した値です。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

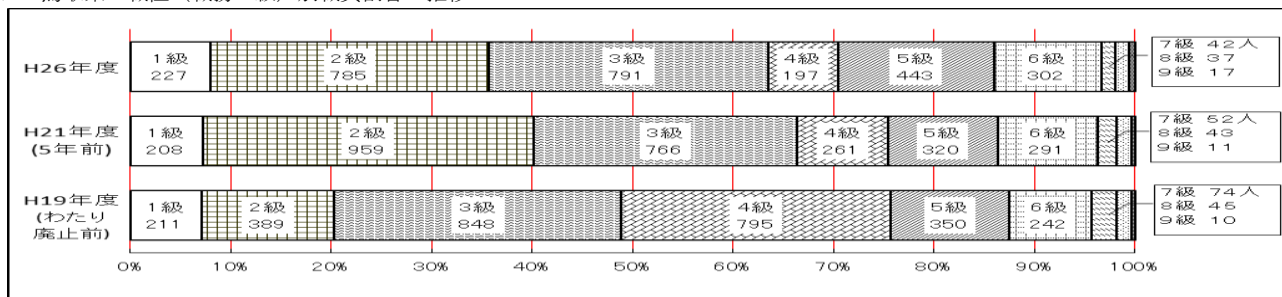
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれるところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	227人	8.0%	130,700円	234,900円
2級(3級)	主事及び技師	785人	27.6%	179,100円	299,200円
3級(4・5級)	係長	791人	27.8%	214,900円	343,500円
4級(6級)	課長補佐	197人	6.9%	252,500円	374,300円
5級(7級)	課長補佐	443人	15.6%	278,800円	386,200円
6級(8級)	課長	302人	10.6%	309,100円	404,900円
7級(9級)	課長	42人	1.5%	353,000円	434,000円
8級(10級)	次長	37人	1.3%	398,100円	458,000円
9級(11級)	部長	17人	0.6%	447,900円	511,400円

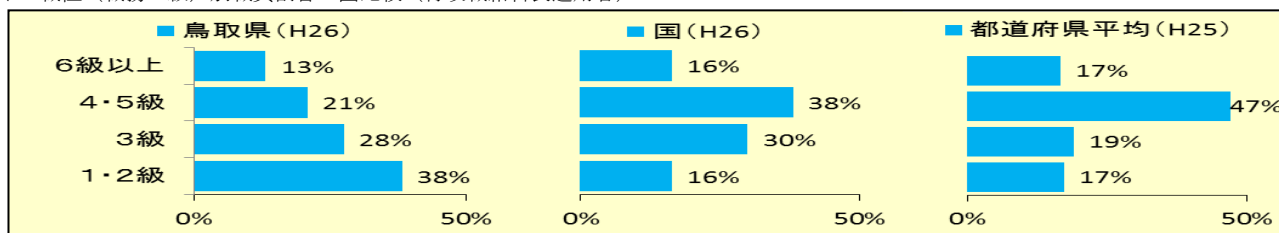
- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。  
 2 ( )内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。  
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



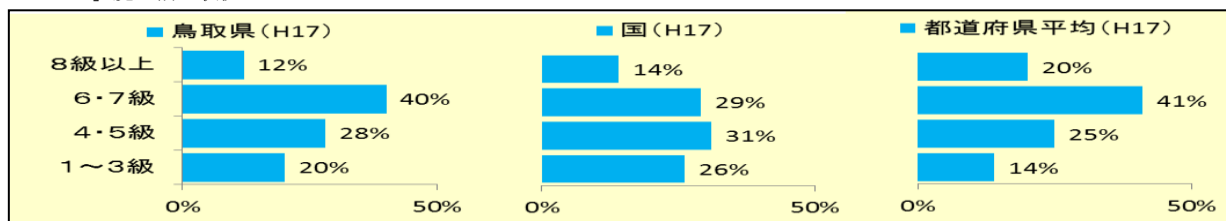
- (注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員の数が大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



- (注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象になっていません。  
 2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」廃止前の状況



- (注) 1 「わたり」の廃止とは「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。  
 2 平成17年当時の行政職給料表の職務の級は11級まででありました。当時の1～3級、4・5級、6・7級、8級以上がそれぞれ現在の1・2級、3級、4・5級、6級以上に対応します。  
 3 都道府県平均の数値は、平成17年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象になっていません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前(見直し前)	H18.4.1(給与構造改革による給与切替後)	見直し後(経過措置)		制度完成後
			H19.4.1	H20.4.1(H23.4.1までの4年間給料月額の変減緩和措置あり)	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（平成25年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。なお、昇給日は毎年4月1日です。

階層	昇給区分		I	II	III	IV	V
			極めて良好	特に良好	良好 (標準)	やや不良	不良
非管理職層	評価				S~B、C (単年)	C (2年連続)	D
	号数	50歳を超えない職員			4	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員			2	1	0
		55歳を超える職員 初任層職員			1 5	0 2	0 0
管理職層 (課長級以上)	評価			S、A	B	C	D
	号数	50歳を超えない職員		6	3	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0
		55歳を超える職員		2	1	0	

- (注) 1 非管理職層については、基本的にⅢを適用しています。  
 2 管理職層については、評価に基づきⅡ～Ⅴに区分しています。なお、知事部局（一般行政職）で、人事評価により1区分上位に決定された職員の割合は、77.3パーセントです。  
 3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合）及び標準より下位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合）があります。  
 4 平成20年度から、50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。  
 5 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（平成26年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成25年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.13月分 (0.93)	0.725月分 (0.925)	1.855月分 (1.855)	0.61月分 (0.51)	0.35月分 (0.45)	0.96月分 (0.96)	1.225月分 (1.025)	0.675月分 (0.875)	1.9月分 (1.9)
12月期	1.32月分 (1.12)	0.725月分 (0.925)	2.045月分 (2.045)	0.71月分 (0.61)	0.4月分 (0.5)	1.11月分 (1.11)	1.375月分 (1.175)	0.675月分 (0.875)	2.05月分 (2.05)
計	2.45月分 (2.05)	1.45月分 (1.85)	3.9月分 (3.9)	1.32月分 (1.12)	0.75月分 (0.95)	2.07月分 (2.07)	2.6月分 (2.2)	1.35月分 (1.75)	3.95月分 (3.95)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。（最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月（0.91月）です。）

2 ( )内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績（平成25年度）

年間支給総額	支給職員数（平成25年12月）	1人当たりの平均支給年額
15,070,803千円	10,930人	1,378,847円

(参考)平成26年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	41.4歳	平均年齢	36.4歳
平均給与月額 (給料+扶養手当+地域手当)	304,940円	平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当)	約313,700円
支給月数 (期末1.13月、勤勉0.71月)	1.84月	支給月数 (期末1.225月+勤勉0.645月)	約1.87月
平均支給額	561,090円	平均支給額	約586,700円

(注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合（評価期間に懲戒処分等があった場合）があります。

#### イ 退職手当

##### (ア) 概要

常勤の職員（臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

##### (イ) 制度内容（平成26年4月1日現在）

###### (算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント（最高20パーセント）の加算があります。

3 平成25年4月1日付けで、以下のとおり調整率を段階的に引き下げる改正を行いました。

改正前	平成25年度中	平成26年度中	平成27年度以降
104/100	98/100	92/100	87/100

###### (退職手当の基本額)

区 分	自己都合	勸奨・定年・早期退職
勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分
勤続40年	49.22月分	52.44月分

###### (退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

##### (ウ) 支給実績（平成25年度）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
7,621,733千円 (7,164,927千円)	373人 (300人)	20,433,600円 (23,883,091円)

(注) ( )内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

#### ウ 地域手当

##### (ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

##### (イ) 制度内容（平成26年4月1日現在）

###### (算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

##### (ウ) 支給実績（平成25年度）

年間支給総額		28,331千円	
支給職員数		54人	
1人当たりの平均支給年額		524,643円	
支給対象地域（主な該当機関）	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区等（東京本部）	18%	27人	18%
大阪市等（関西本部）	15%	13人	15%
名古屋市等（名古屋本部）	12%	4人	12%
その他派遣地域	10%	4人	10%
	6%	5人	6%
	3%	1人	3%
平均支給率	14.9%	—	14.9%

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容（平成26年4月1日現在）及び支給実績（平成25年度）

年間支給総額		420,185千円			
1人当たりの平均支給年額		86,476円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		46.5%			
手当の種類（手当数）		42種類 知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 19種類（うち知事部局と重複する手当を除いたものの15種類）			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 （4時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思 日額1,200円）	473千円	28人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務	3千円	3人	
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	—	—	
	職員（医師を除く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務	4千円	2人	
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの 勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務	月額11,000円	5,247千円	47人
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	402千円	42人
		伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患者の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 （結核療養指導等は4時間未満60/100）		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 （4時間未満60/100）		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,294千円	52人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円	39千円	1人
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,575千円	9人



	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 課長等	日額1,220円 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間に行われる試験調査、実習又は講習の業務		日額600円 (4時間未満60/100)	1,105千円	90人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務		授業1時間600円	54千円	2人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務		日額5,100円	1,127千円	7人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業		日額300円 (4時間未満60/100)	261千円	14人
	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務				
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 2学年学級	日額350円 日額290円	169千円	3人
取締等業務手	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務		日額600円	53千円	6人
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務				
爆発物検査手	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査		日額300円	—	—
と畜検査等業務手	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと畜検査、解体検査等の業務		月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,788千円	15人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと畜検査、解体検査等の業務		日額1,200円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務		月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
狂犬病予防等業務手	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務 野犬等の殺処分の業務		日額300円 (4時間未満60/100) 日額600円	83千円	11人
夜間看護手	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 2時間以上4時間未満 2時間未満	1回3,300円 1回2,900円 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	10,021千円	39人

潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円	19千円	5人				
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	780千円	116人				
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務							
	県土整備部職員及び総合事務所職員	夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業 道路等における鳥獣死体処理作業	日額600円 (4時間未満60/100) 日額300円						
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	2,710千円	81人				
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円						
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円						
	中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円						
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	18千円	1人				
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)						
環境衛生検査等業務手当	総合事務所職員及び生活環境事務所職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	13千円	9人				
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	229,034千円	9,672人				
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1時間以上2時間未満 600円						
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	2時間以上3時間未満 1,200円 3時間以上4時間未満 1,800円						
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	4時間以上5時間未満 2,400円						
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 3,000円 6時間以上 3,600円						
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円						
		災害応急作業等手当	職員			異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)	1,541千円	64人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務				日額1,200円 (危険区域等の加算あり)			
航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)								
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	50,164千円	1,083人				
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	16,196千円	670人				

警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	16,466千円	407人
犯罪鑑識手 当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	758千円	204人
交通捜査 取締手 当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満 60/100) 高速道路上において従事した 場合 日額280円加算	8,607千円	562人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締 作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱 手 当	警察職員	検視作業	1体3,200円	17,864千円	928人
		死体取扱作業	日額1,600円 (特別な状態にある死 体の加算あり)		
看守手 当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護 送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,567千円	309人
緊急走行 手 当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	240千円	222人
警備艇運航 手 当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運 航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	1千円	2人
通信指令 手 当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受 理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通 信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	828千円	19人
特殊危険物 質危険区域 内作業手 当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内におい て行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—
潜水手 当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メー トルまで 1時間600円 30メートルを超えると 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)	4千円	5人
航空手 当	操縦士の資格 を有する警察 職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	4,460千円	36人
	航空整備士の 資格を有する 警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は 鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 (夜間等の加算あり)		
航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)				
爆発物処理 作業手 当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	36千円	7人
特殊危険物 質処理作業 手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況 下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又 は検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏 えいしている状況下で行 うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏 えいしていない状況下で 行うもの 1回2,600円		

災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	6,458千円	90人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	183千円	39人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	25,264千円	465人
緊急呼出(加算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,277千円	223人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容(平成26年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [ {(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。) + 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12月} ÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当 ] × 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100)

上記以外の勤務 135/100 (同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成25年度	2,175,988千円	4,613人	471,708円
平成24年度	2,082,313千円	3,534人	589,223円

カ その他の手当等

区 分	制度内容(平成26年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成25年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円	異なる	配偶者を扶養している場合 月額13,000円支給	(総額) 1,195,959千円 (職員数) 5,175人 (平均) 231,103円
	イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円			
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円			
	エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円			
	例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 10,500円 + イ 6,500円 + エ 5,000円 = 22,000円			
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 609,226千円 (職員数) 1,936人

	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(平均) 314,683円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ( ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)	同じ	—	(総額) 975,013千円 (職員数) 8,920人 (平均) 109,306円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当とともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給	異なる	鳥取県独自の制度	
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
教職調整額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総額) 847,106千円 (職員数) 4,792人 (平均) 176,775円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 716,548千円 (職員数) 1,050人 (平均) 682,427円
初任給調整手	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額306,000円)	同じ	—	(総額) 59,787千円 (職員数) 33人 (平均) 1,811,714円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給(算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	(総額) 58,759千円 (職員数) 184人 (平均) 319,342円
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給(算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率(へき地手当に準ずる手当は1/100)			(総額) 1,727千円 (職員数) 31人 (平均) 55,704円
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給(支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 8,999千円 (職員数) 45人 (平均) 199,968円
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給(算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合	同じ	—	(総額) —千円 (職員数) 一人 (平均) 一人 ※職員数が少ないため、掲載していません。

災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額 3,970円から6,620円までの範囲内	同じ	—	—											
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 201,488千円 (職員数) 815人 (平均) 247,225円											
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 67,026千円 (職員数) 554人 (平均) 120,986円											
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員		4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ	—	(総額) 283,266千円 (職員数) 926人 (平均) 305,902円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等												
	一般	特定幹部職員													
	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額	同じ	—	(総額) 12,852千円 (職員数) 38人 (平均) 338,211円											
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額 2,000円から8,000円までの範囲内	/	/	(総額) 385,737千円 (職員数) 5,282人 (平均) 73,029円											

(注) 「平成25年度支給実績」欄の「(総額)」は平成25年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成25年度支給職員数(一部は、平成25年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

#### (14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知事	1,178,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合 (支給割合) (知事・副知事) 6月期 1.31月分 12月期 1.40月分 計 2.71月分 (議長、副議長及び議員) 6月期 1.32月分 12月期 1.42月分 計 2.74月分	(算定方法)退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率(支給率)知事 50/100 副知事 40/100 (支給時期)最終退職時に支給(任期ごとの支給も可能) (1期の手当額)知事 28,272,000円 副知事 16,876,800円 ※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。 また、平成21年度には、期末手当について0.03月分、平成22年度には0.16月分の引き下げを行いました。
副知事	879,000円		
議長	864,900円 (930,000円)		
副議長	762,340円 (811,000円)		
議員	719,150円 (757,000円)		

(注) 1 議長、副議長及び議員の給料・報酬月額欄のうち( )内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当額は、平成26年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成25年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	14,136,000円	4,628,951円	18,764,951円
副知事	10,548,000円	3,454,030円	14,002,030円
議長	10,378,800円	3,436,247円	13,815,047円
副議長	9,148,080円	3,028,776円	12,176,856円
議員	273,181,111円 (8,536,910円)	91,133,646円 (2,847,926円)	364,314,757円 (11,384,836円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の( )内は、議員1人当たりの額です。

(15) 企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成25年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,491,786千円	244,673千円	402,686千円	26.99%	21.11%
工業用水道事業	654,215千円	▲157,529千円	11,761千円	1.80%	4.59%
埋立事業	3,568,134千円	18,801千円	15,010千円	0.42%	17.06%

(イ) 予算（平成26年度）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	40人	160,537千円	42,445千円	55,921千円	258,903千円	6,473千円
工業用水道事業	2人	6,091千円	2,740千円	1,985千円	10,816千円	5,408千円
埋立事業	2人	7,566千円	2,160千円	2,673千円	12,399千円	6,200千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	45.8歳	342,627円	621,956円
	団体平均	43.0歳	371,675円	598,536円
工業用水道事業	鳥取県	34.0歳	265,200円	477,379円
	団体平均	45.1歳	361,430円	550,419円
埋立事業	鳥取県	40.5歳	315,527円	589,151円
	団体平均	47.0歳	392,318円	587,707円
県（一般行政職）		43.1歳	315,064円	382,449円

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

2 団体平均の数値は、平成25年4月1日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況（平成26年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成25年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成25年12月）	1人当たりの平均支給額
58,128千円	43人	1,351,804円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成25年度支給実績) 支給職員数が少ないため掲載していません。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成25年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成25年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		488千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		28,691円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		38.6%			
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )		3種類（うち一般行政職の職員と共通のもの2種類）			
手当の 名 称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
特殊現場 作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	488千円	148人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		

		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	—

(オ) 時間外勤務手当  
(制度内容) (13)のオと同じです。  
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成25年度	27,135千円	39人	695,777円
平成24年度	19,593千円	32人	612,268円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成26年4月1日現在)	(13)の力の 制度との異同	(13)の力の 制度と異なる内容	平成25年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額10,500円	同じ	—	(総額) 5,937千円 (職員数) 25人 (平均) 237,460円
	イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円			
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 月額11,000円			
	エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円			
住居手当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 2,252千円 (職員数) 9人 (平均) 250,267円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
初任給調整手	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師・獣医師) の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額 (最高月額306,000円)	同じ	—	—
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)	同じ	—	(総額) 3,871千円 (職員数) 37人 (平均) 104,632円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給			
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算			
	駐車料金を負担している場合 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当たり3千円を上限とする。) の通勤手当を支給			
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員 (管理職員) に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 4,075千円 (職員数) 5人 (平均) 815,040円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内 (交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	(総額) 1千円 (職員数) 1人 (平均) 1千円  ※職員数が少ないため、掲載していません。



特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 648千円 (職員数) 4人 (平均) 162,022円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 233千円 (職員数) 12人 (平均) 19,395円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円(宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円)	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、局長の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額	同じ	—	—

(注) 「平成25年度支給実績」欄の「(総額)」は平成25年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成25年度支給職員数(一部は、平成25年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

#### (16) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

##### ア 職員給与費の状況

###### (ア) 決算(平成25年度)

区分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	17,930,798千円	1,448,944千円	9,743,180千円	54.3%	55.1%

###### (イ) 予算(平成26年度)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	1,127人	3,887,040千円	2,074,684千円	1,399,352千円	7,361,076千円	6,532千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

##### イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病院局	36.5歳	292,788円	436,639円
県(一般行政職)	43.1歳	315,064円	382,449円

##### ウ 職員の手当の状況(平成26年4月1日現在)

###### (ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成25年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成25年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,248,590千円	1,054人	1,184,621円

###### (イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成25年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
520,111千円 (454,384千円)	73人 (19人)	7,124,808円 (23,914,926円)

(注) ( )内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

###### (ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成25年度支給実績) なし

###### (エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成 25 年度支給実績)

年間支給総額		200,711千円			
1人当たりの平均支給年額		247,182円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		75.6%			
手当の種類(手当数)		4種類(うち知事部局と共通のもの3種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	3,289千円	140人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,784千円	131人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長(3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長(2級の職務にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	48,143千円	143人
夜間看護等手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (特別事情の加算あり) 1回1,240円	146,495千円	803人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務			

(オ) 時間外勤務手当  
(制度内容) (13)のオと同じです。  
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成25年度	724,337千円	1,038人	697,820円
平成24年度	721,084千円	828人	870,875円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成26年4月1日現在)	(13)の力の 制度との異同	(13)の力の 制度と異なる内容	平成25年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円	同じ	—	(総額) 72,492千円 (職員数) 368人 (平均) 196,988円
	イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円			
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円			
	エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円			

住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 85,124千円 (職員数) 311人 (平均) 273,712円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。〕 ・1月当たり55,000円を上限とする。 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総額) 65,489千円 (職員数) 829人 (平均) 78,997円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 34,358千円 (職員数) 36人 (平均) 954,392円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給（支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額306,000円）	同じ	—	(総額) 400,986千円 (職員数) 125人 (平均) 3,207,885円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給（算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額（加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	同じ	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 105,213千円 (職員数) 306人 (平均) 343,833円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 62,934千円 (職員数) 534人 (平均) 117,853円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給（支給額） 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	(総額) 51,201千円 (職員数) 147人 (平均) 348,308円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）（支給額） 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額	同じ	—	(総額) 4,818千円 (職員数) 5人 (平均) 963,600円

(注) 「平成25年度支給実績」欄の「(総額)」は平成25年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成25年度支給職員数（一部は、平成25年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

### 3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（平成26年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成25年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	平成25年	平成24年
一般行政職員	10.2日	10.6日
教員	10.0日	10.5日
警察官	5.7日	5.9日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（平成25年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成25年度	平成24年度
一般行政職員	13.3時間	12.3時間
警察官	43.5時間	40.9時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の制度概要（平成26年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	職員が、要介護者の介護等の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超え	

			る場合は、以後の俸給が半減される。)
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇(有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間(私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内)	国と同じ(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。)
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし

(5) 自己啓発等休業の状況(平成25年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業(無給)することができます。

(単位:件)

区分	一般行政職員	教員	警察官	計
取得件数	1	0	0	1
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況(平成25年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業(1週間につき20時間以内の無給休業)を取得することができます。

平成25年度については、就学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況(平成25年度)

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業(無給)することができます。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教員		警察官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	9	122	4	116	0	4	13	242
期間延長件数	0	20	0	25	0	0	0	45
失効、取消	0	40	0	17	0	2	0	59

(8) 育児短時間勤務の状況(平成25年度)

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教員		警察官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	0	21	2	13	0	0	2	34
期間延長件数	0	5	1	8	0	0	1	13
失効、取消	0	5	0	1	0	0	0	6

(9) 旅費の制度の概要(平成26年4月1日現在)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)	
一般職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特別職 議会の議員、知事、副知事	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
特別職 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
特別職 専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 職員の分限の件数（平成 25 年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	111	2	0	113
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	110	0	0	110
職に必要な適格性を欠く場合	0	2	0	2
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
教 員	108	0	0	108
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	108	0	0	108
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
警 察 官	22	0	0	22
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	21	0	0	21
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
計	241	2	0	243
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	239	0	0	239
職に必要な適格性を欠く場合	0	2	0	2
刑事事件に関し起訴された場合	2	0	0	2

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

##### (2) 職員の懲戒等の件数（平成 25 年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	6	0	3	2	11	44
法令に違反した場合	2	0	0	0	2	20
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	0	2	2	8	12
教員	1	1	0	3	5	98
法令に違反した場合	1	1	0	1	3	47
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	2	2	46
警察官	0	2	2	1	5	16
法令に違反した場合	0	2	2	1	5	16
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	7	3	5	6	21	158
法令に違反した場合	3	3	2	2	10	83
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	17
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	0	2	4	10	58

#### 5 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

##### (1) 営利企業等の従事許可の件数（平成 25 年度）

地方公務員は、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	6	0	0	6
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	3	2	2	7
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	311	10	0	321
計	320	12	2	334

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 (平成 25 年度)

(単位: 件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合 又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合 又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	9	9
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	0	0	9	9

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組 (平成26年4月1日現在)	実施状況 (平成25年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識・管理能力等の習得を目的とした研修 (新規採用職員研修、採用後2～7年程度の若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等)	1,186人	1,140人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修 (理解・判断・論理的思考能力、企画立案・業務改善能力、業務マネジメント能力、人材育成・人事管理能力、コミュニケーション・対話・調整能力、業務実施能力、法務能力、特定課題の各分野に関する研修)	890人	869人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修 (語学講座、手話講座、通信教育等)	95人	82人
	所属機関研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能力の向上を目的とした研修 (新規採用職員サポーター研修等)	129人	129人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修 (初任者研修・新規採用教員研修、2年次フォローアップ研修、教職経験者研修 (5年経験者研修・10年経験者研修・キャリアデザイン研修))	704人	704人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修 (管理職を対象とした学校経営研修、教務主任・進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修)	2,694人	2,694人
	専門研修	教育課題や教科等の専門知識・技能の向上を図る研修を希望により実施するもの (幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修)	3,465人	3,465人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識・能力等を修得させる研修	115人	114人
	専科	特定分野に関する専門的な知識・技能を修得させる研修	330人	330人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教 員	警 察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対及び相対評価 (課長補佐以上の者は絶対評価のみ)
評価の対象者	全職員 (部長級職員、派遣職員、併任職員、休職者等は除く。)	市町村 (学校組合) 立学校及び県立学校に勤務する教職員 (評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。)	全職員 (地方警務官、警察学校長、休職者、臨時的任用職員及び非常勤職員は除く。)
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回 (10月、2月)	年1回 (1月)	年1回 (1月)
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評価結果の反映	人事配置、給与 (昇給・勤勉手当) に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評定者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	なし

自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし
--------	---	----------------------------------	----

## 7 職員の健康管理に関する福祉の状況

### (1) 安全衛生管理体制（平成 25 年度）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	20	20	25人	45	45
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	12	12
警察本部	-	-	-	-	7	7	10人	10	10

区分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	20	20	20人	6人	20	20	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	30人	31	31	-	-	-
警察本部	7	7	7人	4人	7	7	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

### (2) 職員のための福利厚生活動事業（平成 25 年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名		事業の概要・目的	平成25年度 決算額
知事部局等	職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	562千円
	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全かつ健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	132,791千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	3,751千円
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、睡眠改善チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	
	職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助	1,459千円
計		158,935千円	
教育委員会	教職員福利厚生事業	教育関係職員の福利厚生等の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	10,951千円
	教職員健康対策事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施	35,142千円
	教職員心の健康対策事業	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	1,435千円
	計		47,528千円
警察本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	18,050千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	165千円
	計		18,215千円

### (3) 職員の健康診断の状況（平成 25 年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,247人	4,244人	2,811人	2,811人	1,425人	1,425人
特定業務従事者健康診断	4,622人	4,603人	31人	31人	352人	352人

## 8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

(前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況)

該当なし



## 第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（平成25年度）

ア 県職員採用試験（大学卒業程度） <第1次試験日 平成25年6月30日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
事務（一般コース）	351	133	257	94	32	8	11	3	23.4
事務（環境コース）	6	4	3	1	1	-	1	-	3.0
事務（総合分野コース）	166	49	118	37	18	5	4	3	29.5
社会福祉（福祉コース）	20	11	19	10	3	1	2	1	9.5
総合化学（一般コース）	28	7	19	4	5	2	2	1	9.5
総合化学（食品化学コース）	14	8	11	7	4	1	2	1	5.5
薬剤師（公衆衛生コース）	7	3	5	3	4	2	2	1	2.5
薬剤師（調剤コース）	4	1	4	1	4	1	2	1	2.0
保健師	10	8	8	6	4	3	3	2	2.7
農業	30	12	25	9	7	1	3	-	8.3
林業	10	4	5	1	3	-	1	-	5.0
土木	43	4	31	3	15	2	7	1	4.4
獣医師	4	4	4	4	4	4	3	3	1.3
計	693	248	509	180	104	30	43	17	11.8

イ 県職員採用試験（民間企業等経験者対象） <第1次試験日 平成25年6月30日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
事務	331	68	218	47	17	3	4	1	54.5
土木	24	1	16	-	6	-	1	-	16.0
計	355	69	234	47	23	3	5	1	46.8

ウ 県職員採用試験（短大卒業程度） <第1次試験日 平成25年9月29日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
保育士	26	21	19	14	7	6	4	3	4.8
公立学校栄養職員	49	46	44	41	11	11	4	4	11.0
計	75	67	63	55	18	17	8	7	7.9

エ 県職員採用試験（高校卒業程度） <第1次試験日 平成25年9月29日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
一般事務	60	18	51	15	13	5	4	1	12.8
土木	3	-	2	-	2	-	1	-	11.0
警察事務	93	47	64	33	10	4	4	1	16.0
計	156	65	117	48	25	9	9	2	13.0

オ 県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度） <第1次試験日 平成25年9月22日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
一般事務	13	5	13	5	8	2	3	-	4.3
計	13	5	13	5	8	2	3	-	4.3

カ 県職員採用試験（大学卒業程度・追加募集） <第1次試験日 平成25年11月10日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
畜産	19	5	13	4	7	3	3	2	4.3
建築	19	3	16	3	8	3	3	2	5.3
機械	9	1	5	1	4	1	1	-	5.0
電気	24	1	18	1	3	-	1	-	18.0
計	71	10	52	9	22	7	8	4	6.5

キ 県職員採用試験（高校卒業程度・追加募集） <第1次試験日 平成26年2月9日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
警察事務	108	46	83	36	14	5	4	3	20.8
計	108	46	83	36	14	5	4	3	20.8

ク 県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度・追加募集） <第1次試験日 平成26年2月9日>

職 種	申込者数 (人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
	うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
警察事務	8	3	7	3	3	-	1	-	7.0
計	8	3	7	3	3	-	1	-	7.0

ケ 県職員採用試験(警察官A(1回目)) <第1次試験日 平成25年5月12日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
		うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
警察官(男性)	199	-		170	-	111	-	33	-	5.2
警察官(女性)	29	29		26	26	15	15	5	5	5.2
警察官(男性) (武道/柔道)	2	-		2	-	2	-	1	-	2.0
警察官(男性) (武道/剣道)	7	-		7	-	4	-	2	-	3.5
計	237	29		205	26	132	15	41	5	5.0

コ 県職員採用試験(警察官A(2回目)) <第1次試験日 平成25年9月22日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
		うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
警察官(男性)	65	-		50	-	30	-	11	-	4.5
警察官(女性)	6	6		3	3	1	1	-	-	-
計	71	6		53	3	31	1	11	-	4.8

サ 県職員採用試験(警察官B) <第1次試験日 平成25年9月22日>

試験区分	申込者数	(人)		第1次試験 受験者数		第1次試験 合格者数		採用候補者数 (人)		競争率 A/B
		うち女性		(人) A	うち女性	(人)	うち女性	B	うち女性	
警察官(男性)	120	-		107	-	71	-	26	-	4.1
警察官(女性)	24	24		20	20	12	12	5	5	4.0
計	144	24		127	20	83	12	31	5	4.1

(2) 職員の選考の状況(平成25年度)

(単位:人)

区 分	採 用 選 考					昇 任 選 考					
	知事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計	知事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	病院局	計	
行政職	部長相当職	1	-	-	-	1	2	-	-	2	
	次長相当職	3	-	-	-	3	13	1	-	14	
	課長相当職	-	-	-	-	-	43	3	2	49	
	課長補佐相当職	6	-	-	-	6	50	6	2	59	
	係長相当職	5	-	-	-	5	66	7	5	80	
	主事相当職	20	9	5	3	37	-	-	-	-	
公安職	部長相当職	-	-	1	-	1	-	-	5	5	
	課長相当職	-	-	9	-	9	-	-	8	8	
	課長補佐相当職	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
	係長相当職	-	-	4	-	4	-	-	-	-	
	主任相当職	-	-	5	-	5	-	-	-	-	
	係員相当職	-	-	2	-	2	-	-	-	-	
教育職(2)	教頭相当職	-	2	-	-	2	-	1	-	1	
	教諭相当職	3	25	-	-	28	-	-	-	-	
研究職	大規模所長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	室長相当職	-	-	-	-	-	2	1	1	4	
	室長補佐相当職	-	-	-	-	-	4	-	-	4	
	研究員相当職	1	2	1	-	4	-	-	-	-	
医療職	(1)	部長相当職	-	-	-	-	-	-	-	5	5
		医長相当職	3	-	-	11	14	-	-	2	2
		医師相当職	3	-	-	12	15	-	-	-	-
	(2)	課長相当職	-	-	-	-	-	1	-	2	3
		課長補佐相当職	-	-	-	-	-	2	-	4	6
		係長相当職	-	-	-	-	-	1	-	3	4
	(3)	衛生技師相当職	1	-	-	12	13	-	-	-	-
		副局長相当職	-	-	-	-	-	-	-	1	1
海事職	看護師長相当職	-	-	-	-	-	-	-	8	8	
	看護主任相当職	-	-	-	-	-	-	-	30	30	
	看護師相当職	3	-	-	51	54	-	-	-	-	
	機関長相当職	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
一等航海士相当職	-	-	-	-	-	1	-	-	1		
二等航海士相当職	-	1	-	-	1	-	-	-	-		
計	49	39	28	89	205	186	19	23	59	287	

※各区分のうち、記載のない給料表及び職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況(平成25年度人事委員会勧告)

(1) 勧告の内容

ア 月例給の公民較差(△0.46%)の解消改定を見送り(据置き)・ボーナスを据置き

- イ 初任層職員の給与改善及び高齢層職員の給与抑制措置の実施
  - (ア) 本県給料表を現行の国俸給表に準じて構造的に改定（切替え）
  - (イ) 55歳を超える行政職給料表6級相当（課長級）以上の職員は給料月額から△1.5%の減額支給
  - (ウ) 昇格制度において、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減
- ウ 管理職手当の見直しと現行給料表構造（5級・6級間）の是正
  - (ア) 管理職手当の支給区分・月額の見直し
  - (イ) 行政職給料表5級相当（課長補佐級）と同6級相当（課長級）との間で昇任・昇格しても給料月額が十分に上がらない現行給料表の歪な構造を是正
- エ 実施時期 平成26年4月1日

(2) 勧告年月日

平成25年10月3日

(3) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、①生計費並びに②国及び③他の地方公共団体の職員並びに④民間事業の従業者の給与⑤その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合勘案した。

(4) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

人事院と共同で県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の213事業所のうちから147事業所を抽出し、従業員の個人別給与を実地調査して県職員と比較した。

〈月例給・特別給の公民比較〉

区 分	県内民間 (A)	県職員 (B)	公民較差 (A-B)
月例給 (平成25年4月分)	333,577円	335,103円	△1,526円(△0.46%)
特別給 (平成24年8月～平成25年7月)	3.89月分	3.90月分	△0.01月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

イ 国家公務員の給与の状況

- ・人事院においては平成25年8月8日に、月例給、ボーナスともに据え置く報告・勧告を行った。
- ・なお、国では、給与改定・臨時特例法に基づく、平均約7.8%の給与減額支給措置が行われている。

〈国公ラスパイレス指数 (国=100) 〉

H15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
97.3	95.7	95.5	96.5	97.3	98.8	95.3	94.8	94.0	101.2 (93.6)

注1) 平成15年から19年までは職員の給与カットを実施しており、そのカット後の額で比較

注2) 平成24年欄中( )内は、国の給与減額支給措置による減額前の額で比較

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・平成25年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したもののとなっている。

エ 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・民間における経済、雇用情勢等は、平成25年8月現在において、雇用面では製造業における所定外労働時間が8か月連続で前年比プラスとなり、新規・有効求人倍率は若干の前月比マイナスに振れるも高い水準を維持しており、全体としては改善の動きが続いている。

(5) 勧告に当たっての考え方

県内民間の状況、国や他の地方公共団体の職員給与、職員の士気の確保、公務への優秀な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案し、次のとおり判断した。

ア 月例給について

- (ア) 平成25年の公民較差△0.46%は、民間給与は昨年より僅かに上昇している一方で、県職員の平均年齢の上昇等により、給与の引下げ効果が十分に現れていないため生じているものである。
- (イ) また、年齢層別の公民の給与差は、20歳台ではほぼ差がないものの、その後は県職員が民間を上回り続け、50歳台ではその差が拡大するとともに、特にその後半では顕著になっている。
- (ウ) このため、県職員の平均年齢の上昇等に伴い、今後とも一層較差が生じやすい給与体系となっている。
- (エ) さらに、初任層職員の給与水準は、国や他の地方公共団体と比べると低くなっており、民間と比較しても、他の年齢層に比べ相対的に低くなっている。
- (オ) このため、この公民較差が生じやすい給料表を構造的に改める必要があるとともに、初任層の給与の引上げを図る必要もあり、平成25年は、本県の給料表を、初任層を優遇しながら高齢層を抑制している現行の国最新俸給表に準じて確実かつ優先的に改定（切替え）することが急務であると判断した。
- (カ) また、この実施に伴い△0.46%の公民較差は解消改定を見送ること（据置き）とした。その理由は以下のとおりである。
  - ・民間給与は昨年より僅かに上昇していること
  - ・給料表の改定（切替え）に伴い、高位号給では公民較差△0.46%に相当する給与の引下げ改定になること及び職員の負担を軽減する必要があること
  - ・優秀な人材の確保、公務に精励している職員の士気の確保
  - ・国及び他の地方公共団体の職員の給与などを総合的に勘案した。
- (キ) なお、この改定（切替え）により、初任層の給与は全国並になる。

イ 特別給について

(ア) 本県の現行の支給月数は、県内民間事業所とほぼ均衡しているため、平成25年は特別給の支給月数を据え置くこととした。

ウ 高齢層職員の給与抑制措置について

- (ア) 高齢層を抑制している現行の国俸給表に準じた給料表への改定をしても、なお、公民の給与差が拡大する50歳台の給与抑制は必要である。
- (イ) このため、55歳を超える行政職給料表6級相当（課長級）以上の職員については、国に準拠し、給料月額、管理職手当等について△1.5%の減額支給を行うこととした。
- (ウ) 昇格制度についても、国に準拠し、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとする。

- エ 管理職手当の見直しと現行給料表構造（５級・６級間）の是正について
- (ア) 行政職給料表５級相当（課長補佐級）と同６級相当（課長級）との間で昇任・昇格しても給料月額が十分に上がらない現行給料表構造の是正は喫緊の課題である。
- (イ) 一方、任命権者からは、管理職手当について、より実態に則したものに見直すべきとの課題認識も示されているところでもある。
- (ウ) このため、行政職給料表５級相当と同６級相当の間にある給料表構造上の歪みの是正と併せ、管理職手当も含めて管理職員の給与を一体的に見直すことが適当であると判断した。

**(6) 人事管理に関する報告**

- ア 仕事と家庭生活の両立支援
- ・男性の育児休業取得促進策も含め、引き続き両立支援への取組が必要である。
- イ 時間外勤務の縮減対策
- ・時間外勤務の縮減は成果を上げつつあるが、引き続き実態把握を含めて改善していく必要がある。
- ウ 労働災害の防止
- ・法令遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組む必要がある。
- エ 職員の健康保持
- ・精神疾患は予防的な取組が重要であり、一層相談・サポート体制等を充実させる必要がある。
- オ 良好で働きやすい職場環境の確保
- ・ハラスメント対策の充実及び職場内のコミュニケーションの円滑化を図ることが必要である。
- カ 高齢期の雇用問題
- ・雇用と年金の接続について、本県の実情を考慮した上で具体的な取組を進める必要がある。
- キ 非常勤職員等の処遇及び障がい者の雇用
- ・非常勤職員等の勤務条件の見直しを継続する必要がある。また、障がい者の雇用の促進に向けた具体策が必要である。
- ク 能力・実績に基づく人事管理の推進
- ・職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力と実績に基づく公正な人事管理を徹底する必要がある。

**3 勤務条件に関する措置の要求の状況**

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

なし

**4 不利益処分に関する不服申立ての状況**

不服申立て件数（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

部局	分限処分			懲戒処分				計
	休職	降任	免職	戒告	減給	停職	免職	
教育委員会	—	—	—	—	—	—	1 件	1 件

※その他の任命権者については、該当なし。